



Q 家族代理人は誰が
なれるのでしょうか？

配偶者又は直系卑属(お子様やお孫様)にあたる
方が該当します。

上記に該当する者がいらっしゃらない場合には兄弟姉
妹・甥姪の方の中からご指定いただけます。

Q 「家族サポート証券口座」
で家族代理人は何が
できるのでしょうか？

代理取引を開始した後、ご本人に代わり証券口座
にある資産について、売却・解約や出金、運用(※)
を行うことができます。

※運用は、ご本人が希望される場合に限りです。また、証
券会社によっては、売却・解約や出金のみとする場合が
あります。

Q 代理取引はいつから
スタートしますか？

事前に家族代理人からご本人にご連絡の上、家族
代理人が証券会社に「代理人取引開始届」を提出
いただくことでスタートします。証券会社からも
ご本人に代理取引が始まることを通知いたします。

Q 費用は
どの程度かかりますか？

ご本人と家族代理人の方で締結する公正証書契
約の際の手数料が発生します。証券会社によっ
ては、その他の費用(口座管理料等)が発生する
場合があります。

Q 公正証書契約とは
何でしょうか？

契約の場に公証人が立ち合い、契約の内容を理解
しているか、契約しようという意思があるかな
どを確認の上契約する形式です。詳しくは事前相
談の中でご説明いたします。

《 制度の詳細はお取引のある証券会社にご確認ください 》

❗ ご注意

このリーフレットは、「家族サポート証券口座」の主な特徴や制度の概要などについて記載したものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。このリーフレットの著作権は日本証券業協会に帰属しており、このリーフレットの頒布・複製については、「家族サポート証券口座」制度の周知を図る目的に限って可能です。

※「家族サポート証券口座」は、日本証券業協会の登録商標です(登録商標第6920425号)。

まだまだ自分の資産は自分で管理できる

家族に伝えるのは先のことだ

自分の資産の運用は自分しかわからない

そのままにして認知症などを発症された場合、お持ちの証券口座は凍結されてしまう可能性があります。

だからこそ **今** から準備しましょう

家族サポート 証券口座

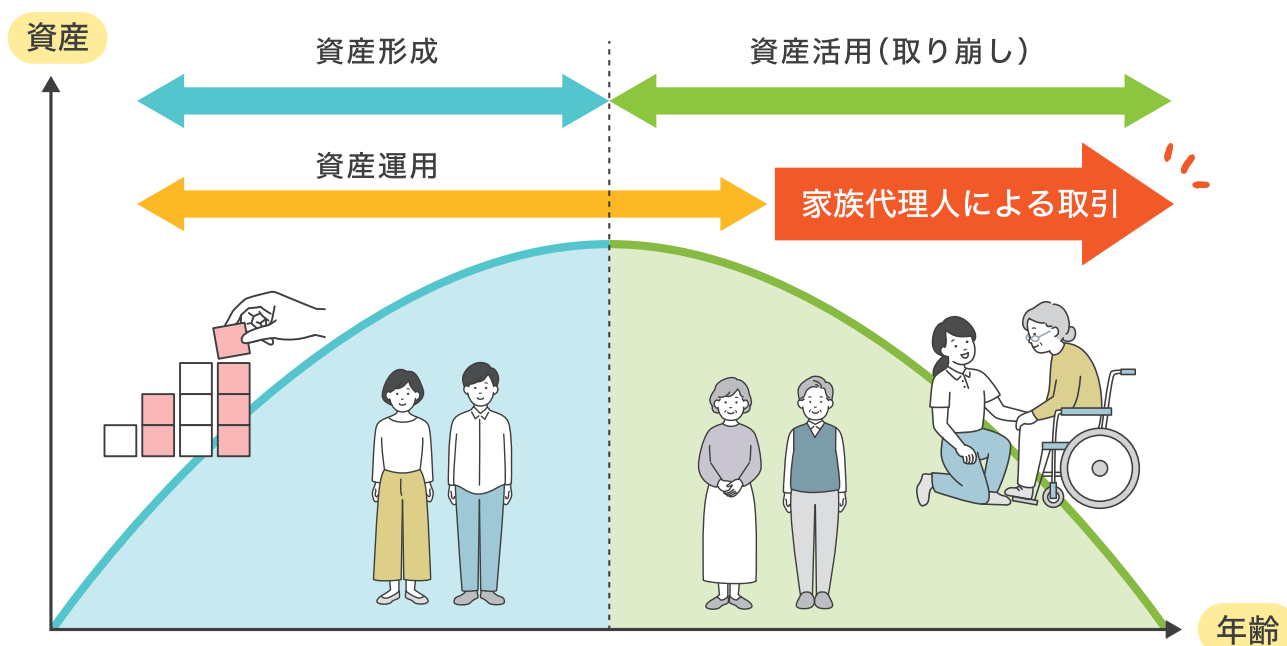
のご紹介



「家族サポート証券口座」の特徴

- 信頼できる家族と契約を結び、認知判断能力の状況を踏まえた必要なタイミングでご本人の証券口座資産についての代理人(家族代理人)になっていただきます
- 契約は、ご本人の意思を明確にするため、公正証書契約を利用します
- 認知判断能力低下後でも、家族代理人がご本人の意向(※1)に基づき管理・運用します
(※1) 事前に定めた「管理・運用方針」の内容
- 急にまとまった資金が必要になった時でも迅速に対応することができます(※2)
(※2) 出金先はご本人名義の金融機関口座になります

資産形成と資産活用(取り崩し)



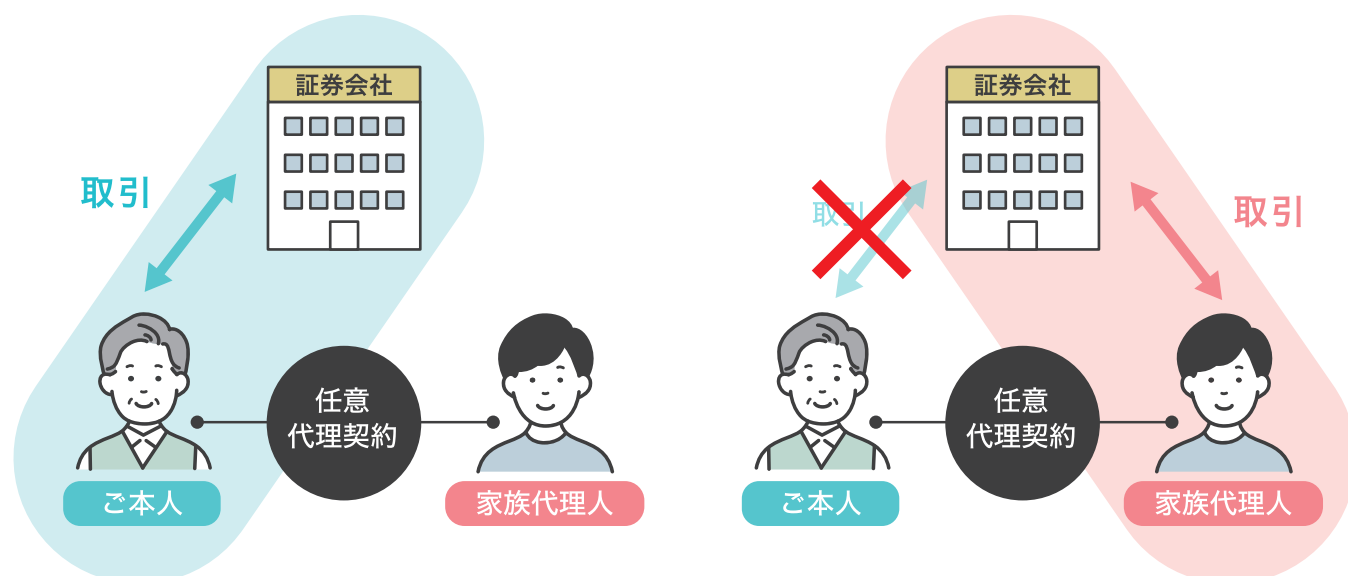
資産活用(取り崩し)のフェーズで、ご本人の認知判断能力が低下すると、口座は凍結され、お取引をすることができなくなってしまいます。「家族サポート証券口座」を利用すれば、家族代理人によって、お取引を継続することができます。

「家族サポート証券口座」とは？

将来の認知判断能力の低下に備え、ご本人とご本人の信頼できる家族(家族代理人)との間であらかじめ任意代理契約を締結し、認知判断能力の状況を踏まえた必要なタイミングで家族代理人によるお取引等を可能とするサービスです。

事前準備(任意代理契約締結のみ)

代理取引開始(代理権発効)



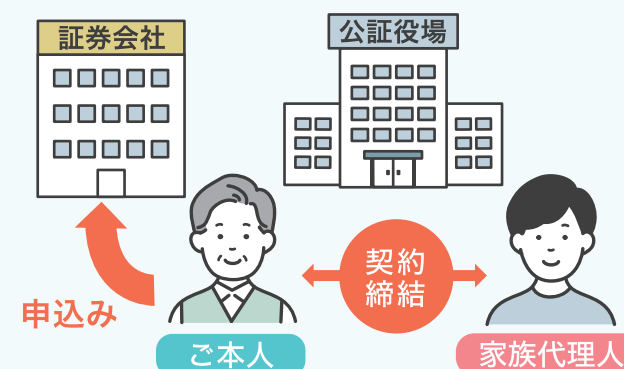
「家族サポート証券口座」ご利用の流れ

01 事前相談



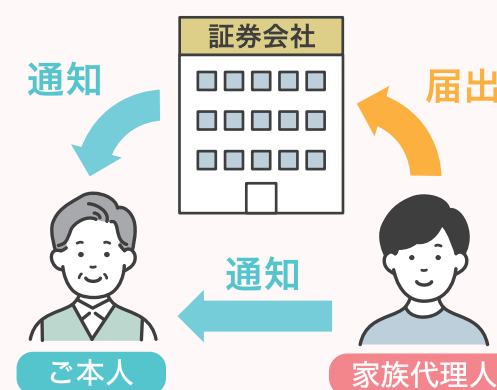
- 証券会社の担当者より、「家族サポート証券口座」についてご説明
- ご本人、家族代理人にて、今後の管理・運用方針を決定

02 契約締結・利用申込



- ご本人と家族代理人において公正証書で委任契約を締結
 - 証券会社への「家族サポート証券口座」の利用のお申込み
- (注)代理権発効までは、引き続き、ご本人によりお取引を行っていただくことができます。

03 代理取引開始



- 家族代理人から証券会社への代理取引開始のお届け
 - 家族代理人による代理取引が開始
- (注)代理権発効後はご本人による取引を行うことはできません。